

様式第 1 号 (第 4 条関係)

奨励措置指定申請書

年 月 日

取手市長 殿

申請企業 所在地

名称

代表者

電話番号

取手市産業活動支援条例第 4 条に規定する奨励措置の指定を受けたいので、同条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所名			
所在地			
新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
対象となる奨励金の種類	施設奨励金	雇用促進奨励金	
事業種目			
資本金	円	投下固定資産予算額	円
敷地面積	m ²	土地取得・賃貸借日	年 月 日
延床面積	m ²	従業員数	人
工事予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
事業開始予定日	年 月 日		

雇用の状況

全従業員数	人
うち市内居住者	人
新規雇用予定数	人
うち市内居住者	人
雇用開始予定日	年 月 日

添付書類

- (1) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、住民票の写し）
- (2) 定款又はこれに準ずるもの
- (3) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書の写し
- (4) 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認済証の写し又は建物賃貸借契約書の写し
- (5) 投下固定資産額の明細書
- (6) 事業所の位置図及び配置図
- (7) 取手市内に住所を有する従業員名簿（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 4 条，第 6 条関係）

事業所名 _____

取手市内に住所を有する従業員名簿

年 月 日 現在

番号	新規	氏 名	住 所	雇用年月日
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	
			取手市	

注

- (1) この名簿は，労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条第 1 項に規定する労働者名簿をもとに作成してください。また，名簿に記載された従業員に対し，取手市産業活動支援条例の規定による指定企業の指定，奨励措置の決定等に係る審査のため，住民票等の提出を求めることがあります。
- (2) 指定企業事業開始届出書を提出する時点において，新規雇用者には「新規」の欄に○印を付けてください。
- (3) 市は，この名簿に記載された情報について，取手市産業活動支援条例の規定による指定企業の指定，奨励措置の決定等に係る審査のために限り使用し，他の用途には使用しません。

様式第3号（第5条関係）

奨励措置指定書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

年 月 日付けで申請のありました奨励措置の指定について、取手市産業活動支援条例第8条第2項の規定により次のとおり指定しますので通知します。

指定企業	指 定 番 号	第 号
	指 定 年 月 日	年 月 日
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
事業所	名 称	
	所 在 地	
新 設 ・ 増 設 の 別	事業所の新設	事業所の増設
対象となる奨励金の種類	施設奨励金	雇用促進奨励金

様式第4号（第6条関係）

指定企業事業開始届出書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

事業所において事業を開始したので、取手市産業活動支援条例第8条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
事 業 所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
	対 象 と な る 奨 励 金 の 種 類	施設奨励金	雇用促進奨励金	
	敷 地 面 積	m ²	延床面積	m ²
	投下固定資産額	円	従業員数	人
	事 業 開 始 日	年	月	日

新規雇用の状況

新規雇用者	人
うち市内居住者	人
雇用開始日	年 月 日

添付書類

- (1) 建物登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図
- (3) 投下固定資産額の明細書
- (4) 取手市内に住所を有する従業員名簿（※新規雇用者含む）（様式第2号）
- (5) 新規雇用従業員名簿（様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第6条，別表関係）

事業所名 _____

新規雇用従業員名簿

年 月 日 現在

	氏名		雇 用 年月日		雇用保険被 保険者番号	
	住所	取手市			資格取得 年 月 日	
	氏名		雇 用 年月日		雇用保険被 保険者番号	
	住所	取手市			資格取得 年 月 日	
	氏名		雇 用 年月日		雇用保険被 保険者番号	
	住所	取手市			資格取得 年 月 日	
	氏名		雇 用 年月日		雇用保険被 保険者番号	
	住所	取手市			資格取得 年 月 日	
	氏名		雇 用 年月日		雇用保険被 保険者番号	
	住所	取手市			資格取得 年 月 日	

注

- (1) この名簿は，労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条第1項に規定する労働者名簿をもとに作成してください。
- (2) 取手市産業活動支援条例第5条に規定する新規雇用の従業員を記載してください。奨励措置の指定を受けた日以前より雇用されている方及び事業開始日から起算して雇用期間が1年未満の方は，雇用促進奨励金の対象になりません。
- (3) 取手市産業活動支援条例第9条の規定による雇用促進奨励金の申請には，この名簿及び雇用保険取得確認通知書の写しが必要です。
- (4) 市は，この名簿に記載された情報について，取手市産業活動支援条例の規定による奨励措置の決定等に係る審査のために限り使用し，他の用途には使用しません。

様式第6号（第7条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

取手市産業活動支援条例第4条に規定する奨励措置（奨励金の交付）を受けたいので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
指定企業	名 称			
	所 在 地			
	名 称			
対象となる事業所	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
	交 付 申 請 額	円		
交 付 申 請 額 内 訳	施設奨励金（ 年目）	円		
	雇用促進奨励金	円		

添付書類 申請する奨励金の区分に応じ、取手市産業活動支援条例施行規則別表に掲げる書類（裏面参照）

(裏面)

別表

奨励金の種類	申請期間	添付書類
施設奨励金	当該年度における固定資産税及び都市計画税の最終の納期に係る納期限から1月以内	(1) 当該年度における投下固定資産額に関する償却資産申告書の明細書の写し（奨励措置の指定に係る部分に限る。） (2) 当該年度における固定資産税，都市計画税及び法人市民税の納税証明書 (3) 初年度にあつては，新規雇用従業員名簿（様式第5号） (4) その他市長が必要と認める書類
雇用促進奨励金	事業開始の日から起算して1年を経過した日が属する年度における固定資産税及び都市計画税の最終の納期に係る納期限から1月以内	(1) 新規雇用従業員名簿（様式第5号） (2) 新規雇用の従業員に係る雇用保険取得確認通知書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

注 施設奨励金は、1,000円未満の金額は切り捨てとなります。

様式第7号（第8条関係）

奨励金交付決定通知書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

年 月 日付けで申請のありました奨励金の交付については、次のとおり決定しましたので、取手市産業活動支援条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
対象となる事業所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
交 付 決 定 額				円
交 付 決 定 額 内 訳	施設奨励金（ 年目）			円
	雇用促進奨励金			円

様式第8号（第9条関係）

奨励金交付請求書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

取手市産業活動支援条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおり奨励金の交付を請求します。

	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
指定企業	名 称			
	所 在 地			
	名 称			
対象となる事業所	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
	交 付 請 求 額	円		
交 付 請 求 額 内 訳	施設奨励金（ 年目）	円		
	雇用促進奨励金	円		

振込口座

金融機関名	銀行						本店・支店
口座種類	1	普通	・	2	当座		
口座番号							
フリガナ 口座名義人							

様式第9号（第10条関係）

奨励措置指定申請内容変更届出書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

奨励措置の指定に係る申請の内容に変更が生じたので、取手市産業活動支援条例第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
対象となる事業所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
変 更	年 月 日	年 月 日		
変更内容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 理 由				
添 付 書 類				

様式第10号（第10条関係）

指定企業事業休止・廃止届出書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

奨励措置の指定を受けた事業所において事業を休止・廃止したので、取手市産業活動支援条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
指定企業	名 称			
	所 在 地			
	名 称			
対象となる事業所	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
	休 止 ・ 廃 止 年 月 日	年 月 日	から	年 月 日まで
休 止 ・ 廃 止 理 由				

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

奨励金変更届出書

年 月 日

取手市長 殿

指定企業 所在地

名称

代表者

電話番号

奨励措置に係る奨励金の額に変更が生じたので、取手市産業活動支援条例施行規則第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
事 業 所	名 称			
	所 在 地			
変 更	年 月 日	年 月 日		
変更金額	変 更 前	円		
	変 更 後	円		
変 更 理 由				

添付書類

- (1) 奨励金交付決定通知書の写し
- (2) 変更理由を詳細に記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 2 号 (第 1 2 条関係)

奨励措置指定承継申請書

年 月 日

取手市長 殿

承継予定企業 所在地
名称
代表者
電話番号

奨励措置の指定を承継したいので、取手市産業活動支援条例第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
承継企業	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
事業所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
承 継 年 月 日	年 月 日			
承 継 理 由				
承継の対象となる奨励金の種類	施設奨励金		雇用促進奨励金	

添付書類

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第12条関係）

奨励措置指定承継承認通知書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

年 月 日付けで申請のありました奨励措置の指定の承継について、取手市産業活動支援条例第11条の規定により、次のとおり承認します。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
承継企業	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
事業所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
承 継 年 月 日	年 月 日			
承 継 理 由				
承継の対象となる奨励金の種類	施設奨励金		雇用促進奨励金	

様式第 1 4 号 (第 1 3 条関係)

奨励措置指定取消通知書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市産業活動支援条例第 1 2 条の規定により、次のとおり奨励措置の指定を取り消しますので通知します。

指定企業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
対象となる事業所	名 称			
	所 在 地			
	新設・増設の別	事業所の新設	事業所の増設	
指 定 取 消 年 月 日	年 月 日			
指 定 取 消 理 由				

取消しに係る教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号（第13条関係）

奨励金交付決定取消通知書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市産業活動支援条例第12条の規定により、次のとおり奨励金の交付決定を取り消しますので通知します。

企 業	指 定 年 月 日	年 月 日	指 定 番 号	第 号
	名 称			
	所 在 地			
	代 表 者			
対 象 と な る 事 業 所	名 称			
	所 在 地			
	新 設 ・ 増 設 の 別	事 業 所 の 新 設	事 業 所 の 増 設	
交 付 決 定 番 号	第 号			
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日			
交 付 決 定 額	円			
交 付 取 消 額 内 訳	施設奨励金			円
	雇用促進奨励金			円
交 付 取 消 理 由				

取消しに係る教示

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に取手市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。)に、取手市を被告として(訴訟において取手市を代表する者は、取手市長となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第16号（第14条関係）

奨励金返還命令書

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市産業活動支援条例第13条の規定により，次のとおり奨励金の返還を命じます。

企 業	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
	新設・増設の別	事業所の新設 事業所の増設
奨 励 金 交 付 額		円
返 還 金 額		円
返 還 金 額 内 訳	施設奨励金	円
	雇用促進奨励金	円
返 還 期 限		年 月 日
返 還 理 由		